

鳥取県図書館協会会則

(名称)

第1条 本会は、鳥取県図書館協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、鳥取県立図書館に置く。

(目的)

第3条 本会は、県内の公共図書館、高専・短大・大学図書館、学校図書館及び幼稚園、保育園、読書団体等の連絡連携のもとに図書館の発展を図り、鳥取県の文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 図書館活動の振興に関すること。
- (2) 図書館活動に関する調査研究及び普及に関すること。
- (3) 図書館関係職員の研修に関すること。
- (4) 読書運動の推進に関すること。
- (5) 図書館相互の情報交換に関すること。
- (6) その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、施設会員、個人会員、学生会員及び団体会員をもって構成する。

- 2 施設会員は、県内の公共図書館、高専・短大・大学図書館、学校図書館協議会及びこれら以外の施設・団体のうち図書館の機能を有するものとする。
- 3 個人会員は、本会の趣旨に賛同する個人とする。
- 4 学生会員は、本会の趣旨に賛同する個人で大学等で学んでいる者とする。
- 5 団体会員は、本会の趣旨に賛同する団体とする。

(入会及び退会)

第6条 この会に新たに入会しようとするものは、所定の申込書に会費を添え会長に申し込むものとする。

- 2 会を退会しようとするものは、会長に届け出るものとする。また、個人会員の場合、会費の払い込みがない場合は、退会をしたものと見なす。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 4名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、総会で選出する。

- 2 前項の規定にかかわらず、副会長のうち1名は、鳥取県立図書館の館長をもって充てることとする。
- 3 理事及び監事は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

なお、軽易な事務の処理については、会長に代わって鳥取県立図書館長である副会長が決裁でき

るものとする。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、業務及び会計を監査する。

(会長専決)

第11条 会長は、総会の決議を要する事項であっても、特に緊急の必要があり、なおかつ総会を招集することができない場合には専決処分をすることができる。ただし、その範囲は事業及び予算とする。

2 前項により専決処分した事項については総会で報告し、承認を受けなければならない。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回これを開く。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、これを開く。

4 総会の議事の成立は、出席者の過半数以上の同意をもって決め、可否同数のときは、議長の決めるところによる。総会は会長が招集し、構成員の出席により開催するが、やむを得ない理由により開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって審議決定に代えることができる。

5 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 事業及び予算

(2) 決算

(3) 会則の改正

(4) その他必要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から付託された事項

(3) その他必要な事項

4 理事会の議事の成立は、前条第4項の規定を準用する。

(部会)

第15条 本会の事業を推進するため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会に関する規程は、別に定める。

(経費)

第16条 本会の経費は、次のものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 分担金、補助金、寄付金

(3) その他の収入

2 会費に関する規程は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成 2 年12月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 6 月12日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 7 月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 6 月22日から施行する。